



鳥取県公報

平成 24 年 6 月 8 日 (金)
第 8 4 0 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定 (412) (障がい福祉課) 2 鳥取県海面漁業調整規則による聴聞 (2 件) (413・414) (水産課) 2 開発行為に関する工事の完了 (415) (西部総合事務所生活環境局) 3 生産事業者の登録 (416) (西部総合事務所農林局) 3
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 (12) 3
◇ 教委告示	平成25年度鳥取県立特別支援学校 (幼稚部・高等部・専攻科) 入学者募集及び選抜方針 (11) (特別支援教育課) 4 平成25年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針 (12) (高等学校課) 6
◇ 公安告示	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律による指定 を受けた団体の事務所の所在地の変更の届出 (4) (生活安全企画課) 9
◇ 公 告	危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施 (消防防災課) 9 警備員指導教育責任者講習の実施 (警察本部生活安全企画課) 10
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (情報政策課) 12

告 示

鳥取県告示第412号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成24年6月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名 又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機 関の名称	指定自立支援医療機 関の所在地	自立支援医療 の種類	指定年月日
株式会社エスマイル 代表取締役 金子 昌司	広島県広島市 西区商工セン ター六丁目1 -11	すみよしファミリー 薬局	米子市上後藤七丁目 1-57	育成医療、更 生医療、精神 通院医療	平成24年6月 1日

鳥取県告示第413号

鳥取県海面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第46号）第52条第1項前段の規定により船舶のてい泊を命ずることに伴い、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、鳥取県聴聞等の手続に関する規則（平成6年鳥取県規則第54号）第13条第1項の規定により読み替えて適用する同規則第9条前段の規定により告示する。

平成24年6月8日

鳥取県境港水産事務所長 平 野 誠 師

- 1 聴聞の日時 平成24年6月12日（火）午後1時30分から
- 2 聴聞の場所 境港市昭和町9-7
鳥取県営境港水産物地方卸売市場小会議室（2号上屋2階）
- 3 事案の内容 鳥取県海面漁業調整規則第52条第1項前段の規定により船舶のてい泊を命じようとするものである。

鳥取県告示第414号

鳥取県海面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第46号）第52条第1項前段の規定により船舶のてい泊を命ずることに伴い、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、鳥取県聴聞等の手続に関する規則（平成6年鳥取県規則第54号）第13条第1項の規定により読み替えて適用する同規則第9条前段の規定により告示する。

平成24年6月8日

鳥取県境港水産事務所長 平 野 誠 師

- 1 聴聞の日時 平成24年6月12日（火）午後2時30分から
- 2 聴聞の場所 境港市昭和町9-7

鳥取県宮境港水産物地方卸売市場小会議室（2号上屋2階）

- 3 事案の内容 鳥取県海面漁業調整規則第52条第1項前段の規定により船舶のてい泊を命じようとするものである。

鳥取県告示第415号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成24年6月8日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成24年1月5日 鳥取県指令第201100130836号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
西伯郡日吉津村大字富吉
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
西伯郡日吉津村大字日吉津36-1
美甘 忠志

鳥取県告示第416号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定に基づき、生産事業者の登録をしたので、同法第16条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年6月8日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
西生-1	市橋英樹	西伯郡大山町羽田井1418-444	種穂の採取並びに幼苗の育成及び幼苗以外の苗木の育成	市橋苗畑	西伯郡大山町羽田井
西生-2	白根和加子	西伯郡伯耆町畑池1134	種穂の採取並びに幼苗の育成及び幼苗以外の苗木の育成	白根苗圃	西伯郡伯耆町畑池

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第12号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び

運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成24年6月8日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,668
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	147,227
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	52,749
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	40,197
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,761
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,801
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,563
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	8,626
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	16,326
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	12,400
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,702

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第11号

平成25年度鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）入学者募集及び選抜を次のとおり実施する。

平成24年6月8日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

平成25年度鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）入学者募集及び選抜方針

1 基本方針

鳥取県立特別支援学校幼稚部及び高等部（鳥取県立鳥取盲学校高等部保健療科及び専攻科療科を除く。）については、出願資格を有する入学希望者の全員の入学を許可するものとする。

鳥取県立鳥取盲学校高等部保健療科及び専攻科療科については、定員を設けて一般入学者選抜を実施するものとする。また、一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達しなかった学科については、再募集入学者選抜を実施するものとする。ただし、鳥取県立琴の浦高等特別支援学校については、平成25年度鳥取県立高等特別支援学校入学者選抜方針（平成24年鳥取県教育委員会告示第8号）により入学者選抜を行うものとする。

2 出願資格

障がいの程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表に規定する程度の者で、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める要件を満たすものとする。

(1) 幼稚部

3歳児、4歳児又は5歳児とする。ただし、鳥取県立皆生養護学校にあつては、4歳児又は5歳児とする。

(2) 高等部

次のいずれかに該当する者とする。

ア 中学校（特別支援学校の中学部を含む。イにおいて同じ。）を卒業した者又は中等教育学校の前期課程

を修了した者

- イ 平成25年3月に中学校を卒業し、又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

(3) 専攻科

次のいずれかに該当する者とする。

- ア 高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）を卒業した者又は平成25年3月に卒業する見込みの者
- イ 学校教育法施行規則第150条各号のいずれかに該当する者

3 鳥取県立特別支援学校幼稚部及び高等部（鳥取県立鳥取盲学校高等部保健医療科及び専攻科医療科を除く。）の入学者募集

特別支援学校長は、次に定めるところにより、一般入学者募集を実施するものとする。

(1) 出願期間

平成25年2月21日（木）から同月25日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）とする。

受付時間は、平成25年2月21日（木）及び22日（金）は午前9時から午後4時30分までとし、同月25日（月）は午前9時から正午までとする。

(2) 検査実施期日

平成25年3月7日（木）

(3) 検査内容

学 部 及 び 学 科	検 査 内 容
鳥取県立鳥取聾学校及び鳥取県立皆生養護学校の幼稚部	面接（鳥取県立皆生養護学校にあつては、行動観察を併せて実施する。）
高等部（鳥取県立鳥取盲学校保健医療科及び専攻科医療科を除く。）	諸検査（障がいに応じて各特別支援学校が実施する生徒の実態を把握するための検査）・面接

(4) 入学候補者の決定方法

入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び各特別支援学校が実施する検査内容の結果により入学資格の確認を行う。

(5) 入学候補者の発表

平成25年3月15日（金）

4 鳥取県立鳥取盲学校高等部保健医療科及び専攻科医療科の入学者選抜

(1) 一般入学者選抜

鳥取県立鳥取盲学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜を実施するものとする。

ア 出願期間

平成25年2月21日（木）から同月25日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）とする。

受付時間は、平成25年2月21日（木）及び22日（金）は午前9時から午後4時30分までとし、同月25日（月）は午前9時から正午までとする。

イ 検査実施期日

平成25年3月7日（木）

ウ 検査内容

学力検査・面接

エ 選抜方法

入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び検査内容の結果により行う。

オ 合格発表

平成25年3月15日（金）

(2) 再募集入学者選抜

鳥取県立鳥取盲学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達していない学科について、再募集入学者選抜を実施するものとする。

ア 出願期間

平成25年3月21日（木）及び22日（金）とする。

受付時間は、平成25年3月21日（木）は午前9時から午後4時30分までとし、同月22日（金）は午前9時から正午までとする。

イ 検査実施期日

平成25年3月25日（月）

ウ 検査内容

一般入学者選抜に同じ。

エ 選抜方法

入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び検査内容の結果により行う。

オ 合格発表

平成25年3月27日（水）

5 その他

鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）入学者募集及び選抜の詳細については、教育委員会が別に定める。

鳥取県教育委員会告示第12号

平成25年度鳥取県立高等学校入学者選抜を次の方針により実施する。

平成24年6月8日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

平成25年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針

1 基本方針

鳥取県立高等学校入学者選抜は、各高等学校が、それぞれの学科やコースの特色にふさわしい選抜方法により生徒の能力、適性等を総合的に評価して行うものとする。

2 出願資格

鳥取県立高等学校入学者選抜に出願できる者は、中学校（これに準ずる学校を含む。以下同じ。）を卒業した者若しくは平成25年3月に卒業する見込みの者又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者とする。

3 全日制課程及び定時制課程における入学者選抜

(1) 推薦入学者選抜

高等学校長は、次に定めるところにより、学科又はコースの特性に応じて、中学校長が推薦する者のうちから推薦入学者の選抜を実施することができる。

ア 募集人員

次のとおりとする。ただし、高等学校長が特に必要と認める場合は、当該割合によらず、教育委員会と協議して割合を定め、募集することができる。

(ア) 普通学科（普通科体育コースを除く。） 募集定員の20パーセント以内

(イ) 普通学科（普通科体育コースに限る。） 募集定員の50パーセント以内

(ウ) 専門学科及び総合学科 募集定員の40パーセント以内

イ 出願期間

平成25年2月5日（火）及び6日（水）

受付時間は、平成25年2月5日（火）は午前9時から午後4時30分までとし、同月6日（水）は午前9

時から正午までとする。

ウ 実施期日

平成25年 2月13日（水）

エ 検査内容

（ア） 入学志願者全員に対して、面接又は口頭試問を実施する。

（イ） 学科又はコースの特性により、必要に応じて作文又は小論文及び実技検査を実施する。

オ 選抜方法

合格者は、推薦書、調査書（合計評定及び第3学年の必修教科の評定以外の記録）、面接又は口頭試問、作文又は小論文、実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第3学年の必修教科の評定の合計によるものとする。この場合、1教科又は2教科の評定を2倍することができるものとする。

カ 選抜結果の通知等

選抜結果は、平成25年 2月18日（月）までに中学校長を通じて本人に通知する。

なお、平成25年 3月15日（金）に一般入学者選抜の合格者の発表と併せて、その結果を発表する。

（2） 一般入学者選抜

高等学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜を実施するものとする。

ア 出願期間

平成25年 2月21日（木）から同月25日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

受付時間は、平成25年 2月21日（木）及び22日（金）は午前9時から午後4時30分までとし、同月25日（月）は午前9時から正午までとする。

イ 実施期日

平成25年 3月7日（木）及び8日（金）（ただし、学力検査は、平成25年 3月7日（木）とする。）

ウ 検査内容

（ア） 入学志願者全員に対して、次により学力検査を実施する。

a 実施教科

国語、社会、数学、理科及び英語の中から、3教科以上を実施するものとする。この場合において、入学志願者に受検教科を選択させる方法によることもできるものとする。

b 検査時間等

各教科とも50分間の検査時間とし、国語、数学、社会、英語、理科の順に実施する。ただし、実施教科が3教科又は4教科の場合には、実施しない教科の検査時間に作文等の他の検査を実施することができる。

c 配点等

（a） 各教科の配点は、50点とする。

（b） 実施教科の得点の合計を合計得点とする。この場合、1教科又は2教科の得点を1倍を超え2倍以下とする傾斜配点をすることができる。

（c） 学力検査の合計得点と調査書の合計評定との比率は、8対2から2対8までの範囲内とするものとする。

（イ） 入学志願者全員に対して、面接を実施する。

（ウ） 学科又はコースの特性により、必要に応じて作文及び実技検査を実施する。

エ 選抜方法

合格者は、調査書（合計評定及び第3学年の必修教科の評定以外の記録）、学力検査の合計得点、面接、作文、実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第3学年の必修教科のうち、学力検査を実施する教科の評定に対し、学力検査を実施しない教科の評定を2倍するものとする。

オ 合格発表

平成25年 3 月15日（金）

カ 繰上合格

合格発表後に入学辞退者があり、合格者が募集定員に満たなくなった場合には、あらかじめ定めた順序により繰上合格をすることができる。

(3) 再募集入学者選抜

高等学校長は、次に定めるところにより、推薦入学者選抜及び一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達していない学科又はコースについて、再募集入学者選抜を実施するものとする。

ア 出願期間

平成25年 3 月21日（木）及び22日（金）

受付時間は、平成25年 3 月21日（木）は午前 9 時から午後 4 時30分までとし、同月22日（金）は午前 9 時から正午までとする。

イ 実施期日

平成25年 3 月25日（月）

ウ 検査内容

(ア) 入学志願者全員に対して、面接を実施する。

(イ) 学科又はコースの特性により、必要に応じて学力検査、作文及び実技検査を実施する。ただし、一般入学者選抜の学力検査の結果を再募集入学者選抜に利用することができる。

エ 選抜方法

合格者は、調査書（合計評定及び第 3 学年の必修教科の評定以外の記録）、面接、学力検査、作文、実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第 3 学年の必修教科の評定の合計によるものとする。この場合、1 教科又は 2 教科の評定を 2 倍することができるものとする。

オ 合格発表

平成25年 3 月27日（水）

4 通信制課程における入学者選抜

(1) 出願期間及び実施期日

平成25年 3 月 4 日（月）から同月28日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23 年法律第178号）に規定する休日を除く。）の間の出願時に実施する。

(2) 検査内容

入学志願者全員に対し、面接を実施する。

(3) 選抜方法

合格者は、面接の結果、調査書等を資料とし、総合的に判定する。

(4) 選抜結果の通知

選抜結果は、入学志願者全員に対して通知する。

5 配慮事項

(1) 検査に当たっての配慮

身体等に障がいのある生徒及び日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等については、各検査に当たり、それらの生徒の個々の事情に応じて配慮をするものとする。

なお、配慮に際しては、中学校と連携を図り、適切に対応する。

(2) 選抜に当たっての留意事項

選抜に当たっては、過年度中学校卒業生、身体等に障がいのある生徒、日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等及び中学校における長期欠席の生徒であることをもって、不利益な取扱いをしてはならない。

6 その他

鳥取県立高等学校入学者選抜の詳細については、教育委員会が別に定める。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第 4 号

自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 12 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、指定団体から事務所の所在地を変更した旨の届出があったので、同規則第 11 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 24 年 6 月 8 日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

名称	変更後の事務所の所在地	変更年月日
鳥取県自転車軽自動車商協同組合	米子市米原七丁目 8—50	平成 22 年 7 月 27 日

公 告

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 13 条の 23 の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施する。

平成 24 年 6 月 8 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 講習の種別

危険物取扱者免状の交付を受けている者で、製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事しているものを対象とした講習

2 講習の日時及び場所

- 平成 24 年 8 月 23 日（木） 午後 1 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
鳥取市東町一丁目 220 鳥取県庁講堂
- 平成 24 年 8 月 24 日（金） 午後 1 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
鳥取市東町一丁目 220 鳥取県庁講堂
- 平成 24 年 9 月 4 日（火） 午後 1 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
米子市糺町一丁目 160 鳥取県西部総合事務所講堂
- 平成 24 年 9 月 5 日（水） 午前 9 時 30 分から午後 0 時 30 分まで
米子市糺町一丁目 160 鳥取県西部総合事務所講堂
- 平成 24 年 9 月 11 日（火） 午後 1 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
倉吉市駄経寺町 212—5 倉吉未来中心セミナールーム 3

3 受講手続

県内の各消防署、各市役所、各町村役場及び鳥取県危機管理局消防防災課に備え付けてある所定の用紙により作成した受講申請書を、2（1）及び 2（2）の講習については平成 24 年 7 月 17 日（火）から同年 8 月 3 日（金）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）に、2（3）及び 2（4）の講習については同年 7 月 23 日（月）から同年 8 月 17 日（金）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）に、2（5）の講習については同年 7 月 30 日（月）から同年 8 月 24 日（金）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）に鳥取県危険物保安協会連合会（〒680—0864 鳥取市吉成 640—1、電話 0857—21—1401）に提出すること。（郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書

便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付する場合は、2（1）及び 2（2）の講習については同年 8 月 3 日（金）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り、2（3）及び 2（4）の講習については同年 8 月 17 日（金）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り、2（5）の講習については同年 8 月 24 日（金）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。）

4 受講手数料及びその納付方法

受講手数料は、4,700円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申請書の手数料欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

5 その他

受講当日は、危険物取扱者免状を持参すること。

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 22 条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成 24 年 6 月 8 日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

1 講習に係る警備業務の区分等

(1) 講習に係る警備業務の区分

- ア 法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する警備業務（以下「1 号警備業務」という。）
- イ 法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する警備業務（以下「2 号警備業務」という。）
- ウ 法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する警備業務（以下「3 号警備業務」という。）
- エ 法第 2 条第 1 項第 4 号に規定する警備業務（以下「4 号警備業務」という。）

(2) 講習の区分

- ア 法第 22 条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和 58 年国家公安委員会規則第 2 号。以下「講習規則」という。）第 7 条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
- イ 講習規則第 6 条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

2 実施日時

警備業務の区分	講習の区分	実施期日	実施時間
1 号警備業務	新規取得講習	平成 24 年 9 月 19 日（水）	午前 8 時 50 分から午後 6 時 10 分まで
		平成 24 年 9 月 20 日（木）、 21 日（金）、25 日（火）及 び 26 日（水）	午前 8 時 30 分から午後 5 時 10 分まで
		平成 24 年 9 月 24 日（月）	午前 11 時 30 分から午後 5 時 10 分まで
		平成 24 年 9 月 27 日（木）	午前 8 時 30 分から午後 1 時まで
	追加取得講習	平成 24 年 9 月 24 日（月）	午前 11 時から午後 5 時 10 分まで
		平成 24 年 9 月 25 日（火）及 び 26 日（水）	午前 8 時 30 分から午後 5 時 10 分まで
平成 24 年 9 月 27 日（木）		午前 8 時 30 分から午後 1 時まで	
2 号警備業務及び 3 号警備業務	新規取得講習	平成 24 年 9 月 19 日（水）	午前 8 時 50 分から午後 6 時 10 分まで
		平成 24 年 9 月 20 日（木）、 21 日（金）及び 26 日（水）	午前 8 時 30 分から午後 5 時 10 分まで

	追加取得講習	平成24年 9 月 25 日 (火)	午後 1 時 20 分から午後 5 時 10 分まで
		平成24年 9 月 27 日 (木)	午前 8 時 30 分から午後 1 時まで
		平成24年 9 月 25 日 (火)	午後 0 時 50 分から午後 5 時 10 分まで
		平成24年 9 月 26 日 (水)	午前 8 時 30 分から午後 5 時 10 分まで
		平成24年 9 月 27 日 (木)	午前 8 時 30 分から午後 1 時まで
4 号警備業務	新規取得講習	平成24年 9 月 19 日 (水)	午前 8 時 50 分から午後 6 時 10 分まで
		平成24年 9 月 20 日 (木) 及 び 21 日 (金)	午前 8 時 30 分から午前 5 時 10 分まで
		平成24年 9 月 24 日 (月)	午前 11 時 30 分から午後 5 時 10 分まで
		平成24年 9 月 25 日 (火)	午前 8 時 30 分から午前 11 時 20 分まで
		平成24年 9 月 27 日 (木)	午前 8 時 30 分から午後 1 時まで
	追加取得講習	平成24年 9 月 24 日 (月)	午前 11 時から午後 5 時 10 分まで
		平成24年 9 月 25 日 (火)	午前 8 時 30 分から午前 11 時 20 分まで
		平成24年 9 月 27 日 (木)	午前 8 時 30 分から午後 1 時まで

3 実施場所

鳥取市東町一丁目 271 鳥取県警察本部庁舎

4 受講定員

- (1) 新規取得講習 各警備業務とも 10 名程度
 (2) 追加取得講習 各警備業務とも 5 名程度

5 講習事項

(1) 新規取得講習

- ア 警備業務実施の基本原則に関すること。
 イ 法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関すること。
 ウ 警備業務に係る基本的な知識及び技能に関すること。
 エ 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。
 オ その他警備員指導教育責任者として必要な指導及び教育に関すること。

(2) 追加取得講習 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。

6 受講対象者

受講対象者は、次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれに定める者とする。

(1) 新規取得講習 次のいずれかに該当する者とする。

- ア 受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が、最近 5 年間に通算して 3 年以上である者
 イ 警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。）第 4 条に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「1 級検定」という。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
 ウ 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「2 級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事しているもの
 エ 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和 61 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。）第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧 1 級検定」という。）に合格した者
 オ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧 2 級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習 当該警備業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって、

(1)のアからオまでのいずれかに該当するもの

7 受講申込書の受付期間

平成24年7月16日(月)から同月20日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、定員になり次第締め切る。

8 受講申込書の提出先

鳥取県内の各警察署(持参以外の方法による受講申込書の提出は、認めない。)

9 受講申込書の提出部数等

受講申込書は1通とし、写真(受講申込前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさのもの)をその所定欄に貼り付け、6の受講対象者に該当することを疎明する次に掲げる書類各1通を添付すること。

(1) 6の(1)のアに該当する者にあつては、当該警備業務に従事したことを証明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

(2) 6の(1)のイに該当する者にあつては、1級検定に係る合格証明書の写し

(3) 6の(1)のウに該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(4) 6の(1)のエに該当する者にあつては、旧1級検定に係る合格証の写し

(5) 6の(1)のオに該当する者にあつては、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

(6) 6の(2)に該当する者にあつては、現に交付を受けている資格者証等の写し及び(1)から(6)までのいずれかの書面

10 受講手数料及び納付方法

受講手数料は、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

警備業務の区分	講習の区分	受講手数料
1号警備業務	新規取得講習	47,000円
	追加取得講習	23,000円
2号警備業務及び 3号警備業務	新規取得講習	38,000円
	追加取得講習	14,000円
4号警備業務	新規取得講習	34,000円
	追加取得講習	10,000円

11 その他

(1) 講習終了後に修了考査を行う。

(2) 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。

(3) この講習についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0857-23-0110)にすること。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年6月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 借入物品等の名称及び数量

庁内LANパソコン貸借等 一式

ア ノート型パーソナルコンピュータ（借入） 1,127台

イ ソフトウェア、ライセンス等（購入） 一式

(2) 借入物品等の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成24年10月1日から平成28年9月30日までとする。ただし、平成25年度以降において、この公告に示した借入物品等に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、当該契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(4) 納入期限

平成24年9月26日（水）とする。ただし、賃借料は同年10月1日から支払うものとする。

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法等

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うので、入札説明書に示す方法に従って計算した本件入札に係る借入物品等の賃借料（保守料等を含む。）の月額を電子入札書に入力し、又は入札書に記載すること。

なお、契約に当たっては、電子調達システムの電子入札書に入力された金額（紙入札にあつては、入札書に記載された金額）に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する額を入力し、又は記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成24年6月15日（金）正午までに4の(3)の場所に提出すること。

(3) 平成24年6月8日（金）から同年7月4日（水）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成24年6月8日（金）から同年7月4日（水）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

(5) この公告に示した物品の所有権を取得し、当該物品を納入期限までに納入場所に納入することができるものであつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(6) 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(7) 本件調達と同種と同程度の規模であると認められるパーソナルコンピュータの貸借に関する契約を、国又は地方公共団体と締結し、平成21年4月1日から平成24年6月8日までの間にその履行を完了した実績を有すること。

3 契約担当部局

鳥取県企画部情報政策課

4 入札手続等

(1) 入札手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室契約担当

電話 0857-26-7431又は7432

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

(2) 仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県企画部情報政策課行政情報化担当

電話 0857-26-7613、7614又は7615

(3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(4) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成24年6月8日（金）から同月22日（金）までの日にインターネットのホームページ（物品調達ウェブサイト（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=40454>））から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成24年6月8日（金）から同月21日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで及び同月22日（金）の午前9時から正午まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成24年6月27日（水）午前11時から同年7月4日（水）正午（午後6時から翌午前8時30分までの間並びに日曜日及び土曜日を除く。）まで（ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月3日（火）午後5時までとする。）

イ 開札日時

平成24年7月4日（水）午後1時

ウ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(2) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に平成24年6月22日（金）正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等

により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により 4 の(1)の場所に、期限内に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により 4 の(1)の場所に提出すること。

(4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額に12を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）

第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に12を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札における電子入札に参加するためには、5の(3)の書類を提出するときに電子証明書が必要となること。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products

1,127 sets of notebook-type computers to be leased

A suite of software to be purchased

(2) June 22, 2012 noon : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) July 4, 2012 noon : Time-limit for submission of tenders

(July 3, 2012 5 : 00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Information Policy Division of Planning Tottori Prefectural
Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan

TEL : 0857-26-7615

E-mail : jouhou@pref.tottori.jp